第十七条			
第二条及び第二条第一項	附則第十六条の規定により読み替えられた第二条及び第二条第一項		
法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六		
法第三十八条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法第三十八条第一項		
第三十五条第一項	附則第十三条の四		
第三十九条第一項	附則第十三条の五第一項		
		第三十六条	
		第二条及び第二条第一項	附則第十六条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十六条の規定により読み替えられた第二条第一項
		法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六
		法第百二十条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の九第一項
		第三十五条第一項	附則第十三条の四
		第百二十一条第一項	附則第十四条の三第一項